

船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和4年5月14日 14時20分ごろ
発生場所	兵庫県相生市 ^{あいおい かずら} 蔓島北方沖 蔓島灯台から真方位347° 400m付近 (概位 北緯34° 45.0′ 東経134° 27.8′)
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{アウル} 0wlは、東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年6月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット 0wl、5トン未満（長さ8.46m）
船舶番号、船舶所有者等	240-21766兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、蔓島周辺を遊走する目的で相生市所在のマリーナを出航し、蔓島北方沖を帆走により東進中、浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>船長は、座洲した後、118番通報して救助を要請し待機していたところ、潮が高くなったので自力で離洲してマリーナに帰航した。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端部が約1.8mであった。</p> <p>船長は、蔓島周辺を何度も遊走しており、同島北方沖に本件浅所があることを知っていたが、本インシデント発生当日、潮汐を正確に把握せずに出航し座洲してしまったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、蔓島北方沖を東進中、船長が、いつも遊走している場所であり、潮汐を正確に把握していない中、低潮時に本件浅所を航行したことから座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、蔓島北方沖を東進中、船長が、いつも遊走している場所であり、潮汐を正確に把握していない中、低潮時に本件浅所を航行したため座洲したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーヨットの船長は、浅所がある海域を航行する場合、慣れた海域であっても出航前に潮汐を正確に把握しておくこと。